

◎新潟県告示第1417号

知事の定める普通肥料及び知事の定める表示事項（平成26年1月新潟県告示第44号）を次のとおり改正する。

平成26年10月17日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削除する。

改正後		改正前	
知事の定める普通肥料	知事の定める表示事項	知事の定める普通肥料	知事の定める表示事項
1～5	(略)	1～5	(略)
6 牛由来の原料を原料として生産された普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。	6 牛由来の原料を原料として生産された <u>肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された</u> 普通肥料	この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。